

平成26年度後期高齢者医療保険のお知らせ



高齢者を支える後期高齢者医療（写真はイメージ）

対象者は次のとおりです。このうち、均等割額の5割軽減と2割軽減の対象者が拡大されました。

●均等割額の軽減（被保険者と世帯主の総所得金額で計算）

▼9割軽減

基礎控除（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（そのほかの各種所得がない場合）

▼8・5割軽減

基礎控除（33万円）を超えない世帯

▼5割軽減

基礎控除（33万円）＋「24・5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

▼2割軽減

基礎控除（33万円）＋「45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

●所得割額の軽減（被保険者の総所得金額で計算）

▼5割軽減

被保険者の総所得金額などが「基礎控除（33万円）＋58万円」を超えない人

※後期高齢者医療保険の資格を得た日の前日まで被用者保険加入者に扶養されていた人は、均等割額が9割軽減され、所得割額

■保険料率が決定しました

2年ごとに見直される後期高齢者医療保険料が、次のとおり決定しました。

●平成26・27年度の後期高齢者医療保険料率

平成24・25年度と同一です。

▼均等割額

年額47,900円

▼所得割率

9・26割

1人当たりの年間保険料額は、「均等割額＋所得割額（基礎控除後の総所得金額×9・26割）」です。平成26年度からは、上限額が57万円に変更になります。

■保険料軽減対象者が拡大

平成26・27年度の保険料軽減対

は掛かりません。

■後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書を送付しました

今月から、平成26年度後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります。

仮徴収の対象になる人には、「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付しました。仮徴収保険料額などが記載されていますので、必ずご確認ください。

仮徴収として、4月・6月・8

月分が特別徴収（年金からの差引き）になる人は、次のとおりです。

・平成25年度の保険料が年金支給月からの特別徴収だった人で、平成26年2月に支給された年金から特別徴収された人

・平成25年度の4月から9月に資格を取得し、平成25年度の保険料が普通徴収だった人

※仮徴収となる人の保険料は、平成26年度所得が確定した後の7月に本算定が行われて保険料額が決定するため、7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

■健康診査を受診しましょう

町では、被保険者の皆さんを対象に健康診査を実施します。

健康診査を受診することは、疾病の

早期発見・早期治療につながります。忘れずに受診して、自分の体と健康の状態を確認しましょう。

詳しい日程などについては、お問い合わせください。

●健診で受けられる検査項目

問診・身体測定・血圧・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査・貧血検査・心電図検査など

●自己負担額

800円

※がん検診・結核検査を併せて受診する場合は、別途自己負担が必要です。

■平成26年度あんま・はり・きゅう治療券の利用について

後期高齢者医療では、あんま・はり・きゅうの治療を受ける場合に、平成27年3月31日（火）まで利用できる治療券（1人当たり1,000円の5枚）を利用できます。治療券は、町と協定を結んでいる施設で使用できます。必要なのは、後期高齢者医療被保険者証と印かんをお持ちの上、町住民生活課で申請してください。

▼申請期間

4月1日（火）～平成27年3月31日（火）

国民年金

国民年金の
学生納付特例制度



町住民生活課で申請してください

■ 学生納付特例制度をご存知
ですか

日本国内に住む全ての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料を納める必要があります。ただし、学生には、「学生納付特例制度」が設けられています。

● 学生納付特例制度とは

日本の学校に在学する20歳以上の人で、学生本人の前年所得が一定額以下の人が、申請して承認されると、在学期間中の保険料の納付が猶予（先送り）される制度です。前年所得が一定額を超えていても申請時点で離職しており、離職票または雇用保険受給資格者証などの写しを提出すれば、特例で

承認されることがあります。

▼ 対象

大学（院）・短大・高校・専門学校など日本の学校に在学する20歳以上の学生（夜間・定時制・通信制課程の学生も含む）

※一部対象にならない大学（院）・専門学校もありますので、詳しくはお問い合わせください。

● 年金の受給など

特例を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額の計算には入りません。承認を受けた期間は、保険料の追納をお勧めします。

また、学生納付特例の申請をせずに保険料を未納のままにしておくと、突然の事故や病気で障がいが残ったときに、障害基礎年金を受けられない場合があります。

● 特例を受けるには

年金手帳と学生証など学生であることが証明できるもの（代理人が申請する場合は、特例を受ける人の印かんも必要）を持って、町住民生活課で申請してください。※前年度、この制度で承認している人も、更新が必要です。

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 104） ✉ klg106@town.kosa.lg.jp

男女共同参画

■ 「イクメン」などの皆さんを
ご紹介

共働き家庭などの増加で、家事や子育てに積極的に参加する男性が増えていきます。

男性の皆さんに、男女共同参画について考えていただくために、「家事男（カジダン）」、「育爺（イクジイ）」、「イクメン」の皆さんをご紹介します。

■ 子どもと触れ合う時間を大切に
過ごしたい

私たち家族に昨年、娘が誕生しました。誕生に伴い妻が育児休暇を取得し、さらに家事のほとんどを妻に任せつきりにしている状況が続いています。

家事についても、実際にしてみ

家事や子育てに奮闘する
男性をご紹介します ⑤



娘の育児を終え、職場復帰する妻に協力したい

と思う以上は大変で、それと育児を両立するとすると、大変な労力が必要だと感じています。

今年から妻が仕事に復帰し、お互いに仕事をするようになり、今まで家事などは協力できていませんでしたが、仕事・家事・育児と妻が忙しくなることは分かっているため、少しでも妻の負担を軽減できるように、自分ができるところを協力していきたいと思っています。

家事や育児をあまりしたことがない自分が今すぐ協力できることは、子供と遊ぶこと。自分自身のリフレッシュのためにも、子どもと触れ合う時間を大切に過ごしたいと思います。（K・H）

■ 家事や子育てに奮闘する様子
をご紹介します

男性の皆さん方が日ごろの家事や子育てに奮闘されている様子をぜひご紹介させていただきます。

※応募する際は、写真および子育てについての意見などを町総務課までご提出ください。

▼ お申し込み・お問い合わせ先
町総務課

☎ 096-234-1140
（内線 241）

町総務課 ☎ 096-234-1140（内線 241） ✉ klg202@town.kosa.lg.jp